

町の財政状況をお知らせします！

健全化判断比率と資金不足比率

令和6年度決算に基づく財政健全化の指標を公表します。

この指標は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、町民のみなさんへ現在の羽幌町の財政状況をお知らせするものです。

いずれの指標も基準を下回っていますが、羽幌町の財政状況が厳しいことには変わりなく、引き続き行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでいかなければなりません。

▼健全化判断比率

健全化判断比率とは、一般会計と特別会計等の財政状況に基づき、4つの項目について指標化し、判断するものです。

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を策定する必要があります。

令和6年度決算に基づく羽幌町の健全化判断比率は、いずれも**早期健全化基準を下回っています**。

健全化判断比率	羽幌町の指標		早期健全化基準	財政再生基準
	令和6年度	令和5年度		
実質赤字比率	—	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	20.0%	40.0%
実質公債費比率	9.3%	9.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	350.0%	

※赤字でないもの及び算定されないものは、「—（該当なし）」で表示しています

▼用語の解説

実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）：一般会計における赤字の程度を指標化し、財政運営が深刻かどうかを判断するものです。

連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）：実質赤字比率を、介護保険事業等の特別会計や水道事業等の公営企業会計を含めた全会計に適用したものです。

実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）：一般会計等が負担する元利償還金（借金返済額）を合算して指標化したものです。この比率が18%を超えると地方債を発行する際に国の同意ではなく、許可が必要になります。また、25%以上で財政健全化団体に、35%以上で財政再生団体となり地方債の発行が制限されます。

将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）：地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

▼資金不足比率

水道事業や下水道事業等、公営企業会計の資金不足を料金収入等の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定する必要があります。

羽幌町の公営企業会計は、いずれも**資金不足は生じていません**。

公営企業	羽幌町の指標		経営健全化基準
	令和6年度	令和5年度	
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0%
港湾上屋事業特別会計	—	—	20.0%

※資金不足が発生していないため、指標となる資金不足比率は「—」と表示しています